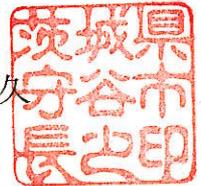


守谷市告示第 16 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により取手都市計画生産緑地地区を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和8年3月11日

守谷市長 松丸 修久



1 都市計画の種類

生産緑地地区

2 都市計画を変更する土地の区域

	番号	名称	土地の区域	面積
旧	14	御所ヶ丘生産緑地地区	御所ヶ丘二丁目の一部	約0.08ha
新				廃止
旧	21	薬師台第一号生産緑地地区	薬師台一丁目の一部	約0.06ha
新				廃止
旧	22	薬師台第二号生産緑地地区	薬師台三丁目の一部	約0.11ha
新				廃止

3 縦覧場所

守谷市役所都市整備部都市計画課

## 取手都市計画生産緑地地区の変更(守谷市決定)

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

面積	備 考			
	番号	名 称	面積	そ の 他
約 2.31 ha	3	籠山生産緑地地区	約 0.07 ha	
	6	愛宕第一号生産緑地地区	約 0.15 ha	
	7	愛宕第二号生産緑地地区	約 0.11 ha	
	8	愛宕第三号生産緑地地区	約 0.07 ha	
	9	愛宕第四号生産緑地地区	約 0.17 ha	
	10	土塔前第一号生産緑地地区	約 0.17 ha	
	12	土塔前第三号生産緑地地区	約 0.05 ha	
	18	松前台第四号生産緑地地区	約 0.14 ha	
	19	松前台第五号生産緑地地区	約 0.13 ha	
	20	松前台第六号生産緑地地区	約 0.20 ha	
	27	けやき台第一号生産緑地地区	約 0.10 ha	
	28	けやき台第二号生産緑地地区	約 0.08 ha	
	29	けやき台第三号生産緑地地区	約 0.12 ha	
	30	松ヶ丘第一号生産緑地地区	約 0.13 ha	
	31	松ヶ丘第二号生産緑地地区	約 0.16 ha	
	32	松ヶ丘第三号生産緑地地区	約 0.30 ha	
34	松ヶ丘第五号生産緑地地区	約 0.08 ha		
35	松ヶ丘第六号生産緑地地区	約 0.08 ha		

・「位置及び区域は計画図表示のとおり」

・理由 今回の変更は、主たる従事者の死亡により、生産緑地法第14条による地区内における行為制限を解除し、御所ヶ丘生産緑地地区、薬師台第一号生産緑地地区及び薬師台第二号生産緑地地区を廃止するため、生産緑地地区を変更するものです。





